

(廃棄物の調査の義務の対象となる集落排水施設の要件)

第十一條 法第十六条第一項第五号の環境省令で定める要件は、福島県に所在する集落排水施設（事故由来放射性物質による汚染状態が第十四条に規定する基準に適合しない廃棄物が生ずるおそれが少ないものとして環境大臣の確認を受けたものを除く。）であることとする。

（集落排水施設における廃棄物の調査の対象となる廃棄物）

第十二条 法第十六条第一項第五号の環境省令で定めるものは、汚泥等の堆積物のうち、次に掲げるものとする。

一 当該集落排水施設に係る脱水設備を用いて脱水したもの（次号に掲げるものを除く。）

二 当該集落排水施設に係る乾燥設備を用いて乾燥したもの（

（廃棄物の調査の結果の報告を行うべき旨又はその報告の内容を是正すべき旨の命令）

三 当該集落排水施設に係る乾燥設備を用いて相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

第十三条 法第十六条第二項に規定する命令は、

（特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定に係る基準）

法第十七条第一項の環境省令で定める基準は、事故由来放射性物質についての放射能濃度を第五条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十

四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が八千ベクレル毎キログラム以下であることとする。

（指定の取消し）

第十四条の二 環境大臣は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により指定廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該指定廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が前条の基準に適合するに至つたと認めるときは、当該指定廃棄物に係る時保管者（法第十七条第二項（法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により指定廃棄物の保管を行ふ者をいふ。以下同じ。）及び処理責任者（この項又は次項の規定により指定の取消しを受けた廃棄物について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第六条の二第一項の規定

により収集、運搬及び処分（再生することを含む。）しなければならないとされる市町村又は

第十一條第一項の規定により処理しなければならないとされる事業者をいい、当該指定廃棄物に係る一時保管者を除く。以下この条において「廃棄物の指定を取り消すこととなつたときと同じ。」に協議した上で、当該指定廃棄物の指定を取り消すことができる。

一 法第十六条第一項の報告に基づき法第十七条第一項の規定による指定を受けた廃棄物

第五条に規定する方法

二 法第十八条第一項の申請に基づき法第十七条第一項の規定による指定を受けた廃棄物

第二十条に規定する方法

一 時保管者は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により当該一時保管者が保管する指定廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査の結果、当該指定廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が前条の基準に適合すると思料するときは、

前項の規定にかかわらず、次項で定めるところにより、環境大臣に対し、当該指定廃棄物の指定の取消しを申し出ることができる。この場合において、環境大臣は、申し出に係る調査が前項各号に定める方法により行われたものであり、

かつ、当該指定廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が前条の基準に適合するに至つたと認めるときは、当該指定廃棄物に係る処理責任者に協議した上で、当該指定廃棄物の指定を取り消すことができる。

前項の申出は、次に掲げる事項を記載した様式第一号の二による申出書に、前項の調査の対象とした指定廃棄物の写真並びにその保管の状況を明らかにする書類及び写真を添えて、これを環境大臣に提出して行うものとする。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人あつては、その代表者の氏名

二 前項の調査の対象とした指定廃棄物の保管の場所の名称、所在地及び連絡先

三 前項の調査の対象とした指定廃棄物の種類、数量及び指定を受けた年月日

四 前項の調査の対象とした指定廃棄物に係る試料の採取の方法及び当該採取を行った年月日、当該試料の分析の方法及び結果並びに当該結果の得られた年月日、当該分析を行った

つては、当該処理責任者の氏名又は名称及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名

環境大臣は、第一項又は第二項の規定により指定廃棄物の指定を取り消すこととなつたときには、あらかじめ、その旨を次に掲げる者に通知するものとする。

一 当該指定廃棄物に係る一時保管者及び処理責任者

二 当該指定廃棄物が、指定の取消しを受けた後に一般廃棄物に該当する場合にあつては当該指定廃棄物の所在する市町村、産業廃棄物に該当する場合は当該指定廃棄物の所在する都道府県又は廃棄物処理法第二十四条の二第一項の規定によりその長が廃棄物処理法の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部を行うこととされた市（前号に掲げる者を除く。）

三 法第十七条第二項（法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める指定廃棄物の保管の基準は、次のとおりとする。

一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 周囲に囲い（保管する指定廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

ロ 見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板が設けられていること。

（1）保管の場所の囲いに保管する指定廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合、当該保管の場所の任意の点ごとに保管する場合にあつては、積み上げられた指定廃棄物の高さが、次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該保管する場合にあっては、積み上げられた指定廃棄物の高さが、次の（1）又は（2）に定める高さを超えないこと。

（1）又は（2）に定める高さを超えないよう

（1）保管の場所の囲いに保管する指定廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合、当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と該点を通る水平面との交点（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に對し上方に五十分の一勾配を有する面と（1）又は（2）に定める高さ

（2）保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合、次の（イ）及び（ロ）に掲げる部分に応じ、当該（イ）及び（ロ）に定める高さ

（イ）石綿が含まれている指定廃棄物（ロ）に規定する指定廃棄物等を除く（以下「石綿含有指定廃棄物」という）。

（ロ）廃石綿（指定廃棄物であるものに限る。）及び石綿が含まれ、又は付着している指定廃棄物であつて、飛散する

めるもの（以下「指定廃石綿等」といいう。）

（ハ）腐敗し、又はそのおそれのある指定廃棄物（以下「腐敗性指定廃棄物」という。）

（ニ）ばいじん（指定廃棄物であるものに限る。以下「指定ばいじん」という。）

緊急時における連絡先

屋外において指定廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの

（ロ）屋外において指定廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた指定廃棄物の高さが、次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該保管する場合にあっては、積み上げられた指定廃棄物の高さが、次の（1）又は（2）に定める高さを超えないこと。

（1）又は（2）に定める高さを超えないよう

（1）保管の場所の囲いに保管する指定廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合、当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と該点を通る水平面との交点（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に對し上方に五十分の一勾配を有する面と（1）又は（2）に定める高さ

（2）保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合、次の（イ）及び（ロ）に掲げる部分に応じ、当該（イ）及び（ロ）に定める高さ

（イ）直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端）（以下「基準線」という。）

(1) 国、都道府県又は市町村及びこれらの運搬車に、次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める書面を備え付けておくこと。
(2) (イ) 収集又は運搬を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(ロ) 収集又は運搬する特定廃棄物の種類
(当該特定廃棄物に次号イからハまでに掲げる特定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び数量
(ハ) 収集又は運搬を開始した年月日
(二) 収集又は運搬する特定廃棄物を積載した場所及び運搬先の場所の名称、所在地及び連絡先
(ホ) 特定廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
(ヘ) 事故時における応急の措置に関する事項

(3) 国から特定廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者(以下(2)において「一次受託者」という。)の委託を受けて当該特定廃棄物の収集又は運搬を行う者の旨を証する書面、当該者が国と当該一次受託者との間の委託契約に係る契約書に当該一次受託者が当該特定廃棄物の収集又は運搬を委託しようとする者として記載されている者であることを証する書面及び必要事項書面

一時保管者であつて、当該指定廃棄物の保管の場所を変更するためには当該指定廃棄物の運搬を行うもの収集又は運搬する特定廃棄物が指定廃棄物であることの文字を用いて表示すること。

二 特定廃棄物を積載した運搬車の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が百マイクロシーベルト毎時を超えないよう、放射線を遮蔽する等必要な措置を講ずること。

五 ホ ハハ（1）（ヘ）に規定する措置を講ずるための器具等を携行すること。

六 次に掲げる特定廃棄物の収集又は運搬を行なう場合には、これらの特定廃棄物が当該特定廃棄物以外の特定廃棄物と混合するおそれがないように区分して収集し、又は運搬すること。

イ 石綿が含まれている特定廃棄物（口に規定する特定廃石綿等を除く。）であつて環境大臣が定めるもの（以下「石綿含有特定廃棄物」という。）

ロ 廃石綿（特定廃棄物であるものに限る。）及び石綿が含まれ、又は付着している特定廃棄物であつて、飛散するおそれのあるものとして環境大臣が定めるもの（以下「特定廃石綿等」という。）

ハ 「ばいじん」（特定廃棄物であるものに限る。以下「特定ばいじん」という。）

七 該特定廃棄物に第五号イからハまでに掲げる事項の記録を作成し、収集又は運搬を終了した日から起算して五年間保存すること。

八 収集又は運搬した特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

ロ 収集又は運搬した特定廃棄物ごとの収集又は運搬を開始した年月日及び終了した年月日、収集又は運搬の担当者の氏名、積載した場所及び運搬先の場所の名称及び所在地並びに運搬車を用いて特定廃棄物の収集又は運搬を行う場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

2 基準適合特定廃棄物の収集及び運搬の基準は、次のとおりとする。

一 前項第一号（ロ及びハを除く。）、第二号、第三号、第四号（ハ（1）（ヘ）、ニ及びホを除く。）及び第五号から第七号までの規定の例によること。

二 基準適合特定廃棄物（基準適合特定廃棄物から生ずる汚水を含む。）が飛散し、流出し、及び漏れ出さないようにすること。

（特定廃棄物保管基準）

第二十四条 特定廃棄物の保管の基準は、次のとおりとする。

一 第十五条第二号から第十号までの規定の例によること。

二 保管は、第十五条第一号イに掲げる要件を満たし、かつ、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。

イ 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（対策地域内廃棄物に該当するもの及び法第十七条第一項の規定による指定に係るものに限る。）を当該土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、この限りでない。

ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

(1) 特定廃棄物の保管の場所である旨

(2) 保管する特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物又は腐敗し若しくはそのおそれのある特定廃棄物（以下「石綿含有特定廃棄物等」という。）が含まれる場合は、その旨を含む。）

(3) 緊急時における連絡先

(4) 屋外において特定廃棄物を容器用い保管の場所の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取さるのもの

四 イ 保管開始前に事故由来放射性物質について環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

ロ 保管開始後、事故由来放射性物質についての環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

四 保管場所等境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、第二号イただし書に規定する場合は、特定廃棄物の保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を測定し、かつ、記録すること。

五 次に掲げる事項の記録を作成し、当該保管の場所の廃止までの間、保存すること。ただし、第二号イただし書に規定する場合は、前号ただし書の規定による測定の記録を作成し、特定廃棄物の保管が終了するまでの間、保存すること。

イ 保管した特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に石綿含有特定廃棄物等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

ロ 保管した特定廃棄物ごとの保管を開始した年月日及び終了した年月日並びに受入先の場所及び保管後の持出先の場所の名称及び所在地

ハ 引渡しを受けた特定廃棄物に係る当該特定廃棄物を引き渡した担当者及び当該特定廃棄物の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

二 当該保管の場所の維持管理に当たつて行った測定、点検、検査その他の措置（第三号の規定による水質検査及び前号の規定による測定を含む。）

一 基準適合特定廃棄物の保管の基準は、次のとおりとする。

一 第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

二 保管の場所から基準適合特定廃棄物が飛散し、及び流出しないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ 屋外において容器を用いずに基準適合特

定廃棄物を保管する場合にあっては、積み上げられた基準適合特定廃棄物の高さが、第十五条第二号口に規定する高さを超えないようにすること。

ロ その他の必要な措置

(特定廃棄物処分基準)

第二十五条 特定廃棄物の処分（埋立処分及び海

洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に

関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）

に基づき定められた海洋への投入の場所及び方

法に関する基準に従つて行う処分をいう。以下

同じく）を除く。以下この条において同じ。）の

基準は、次のとおりとする。

一 特定廃棄物の処分は、次のように行うこと。

イ 特定廃棄物が飛散し、及び流出しないよ

うにすること。

ロ 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によつて

生活環境の保全上支障が生じないように必

要な措置を講ずること。

二 特定廃棄物の処分のための施設を設置する

場合には、生活環境の保全上支障を生ずるお

それのないよう必要な措置を講ずること。

三 特定廃棄物を焼却する場合には、次のよう

に行うこと。

イ 次の構造を有する焼却設備を用いて焼却

すること。

（1） 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却

設備内と外気とが接することなく、燃焼

室において発生するガス（以下「燃焼ガ

ス」という。）の温度が摂氏八百度以上

の状態で特定廃棄物を焼却できるもので

あること。

燃焼に必要な量の空気の通風が行われ

るものであること。

（3） 燃焼室内において特定廃棄物が燃焼し

ているとき、燃焼室に特定廃棄物を投

入する場合には、外気と遮断された状態

で、定量ずつ特定廃棄物を燃焼室に投入

することができるものであること。

燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定する

ための装置が設けられていること。

燃焼ガスの温度を保つために必要な助

燃装置が設けられていること。ただし、

加熱することなく燃焼ガスの温度を保つ

ことができる性状を有する特定廃棄物の

みを焼却する焼却設備にあっては、この

限りではない。

ろ過式集じん方式の集じん器等燃焼ガ

ス中の事故由来放射性物質を除去する

度の機能を有する排ガス処理設備が設け

られていること。

次の方針により焼却すること。

（1） 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出さ

れないように行うこと。

（2） 煙突の先端から火炎又は日本産業規格

D八〇〇四に定める汚染度が二十五パー

セントを超える黒煙が排出されないよう

にすること。

（3） 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しな

いように行うこと。

（4） 煙突から排出される排ガス中のダイオキ

シン類（ダイオキシン類対策特別措置

法（平成十一年法律第百五号）第二条第

一項に規定するダイオキシン類をいう。

（5） 煙突から排出される排ガス中のダイオキ

シン類（ダイオキシン類対策特別措置

法（平成十一年法律第百五号）第二条第

一項に規定するダイオキシン類をいう。

（6） 煙突から排出される排ガス中のダイオキ

シン類（ダイオキシン類対策特別措置

法（平成十一年法律第百五号）第二条第

一項に規定するダイオキシン類をいう。

（7） 煙突から排出される排ガス中のダイオキ

シン類（ダイオキシン類対策特別措置

法（平成十一年法律第百五号）第二条第

一項に規定するダイオキシン類をいう。

（8） 煙突から排出される排ガス中のダイオキ

シン類（ダイオキシン類対策特別措置

法（平成十一年法律第百五号）第二条第

一項に規定するダイオキシン類をいう。

（9） 煙突から排出される排ガス中のダイオキ

シン類（ダイオキシン類対策特別措置

法（平成十一年法律第百五号）第二条第

一項に規定するダイオキシン類をいう。

六

イ 当該放流水の排水口において当該放流水

中の事故由来放射性物質の濃度を監視する

ことにより、事業場の周辺の大気中の別表

第二条第一欄に掲げるそれぞれの事故由来

放射性物質の三月間の平均濃度のその事故

由來放射性物質についての第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないよう

にすること。

ロ 当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃

度を環境大臣が定める方法により一月に一

回以上測定し、かつ、記録すること。

ハ 处分に伴う生じた排水を放流する場合にあ

つては、次によること。

一 埋立処分は、次のように行うこと。

イ 特定廃棄物が飛散し、及び流出しないよ

うにすること。

ロ 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によ

り生活環境の保全上支障が生じないように

必要な措置を講ずること。

ハ 当該放流水の排水口において当該放流水

中の事故由来放射性物質の濃度を監視する

ことにより、事業場の周辺の大気中の水城の

水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれ

の事故由来放射性物質の三月間の平均濃度

のその事故由来放射性物質についての第三

欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超

えないように行うこと。

ハ 当該放流水の排水口において当該放流水

中の事故由来放射性物質の濃度を監視する

ことにより、事業場の敷地の境界において、放射線の量

を第十一条第一号の環境大臣が定める方法

により七日に一回以上測定し、かつ、記録す

ること。

ハ 次に掲げる事項の記録を作成し、当該処分

の用に供される施設の廃止までの間、保存す

ること。

イ 処分した特定廃棄物の種類（当該特定廃

棄物に第二十三条第一項第五号イからハま

で掲げる特定廃棄物が含まれる場合は、

その旨を含む。）及び数量

ロ 処分した特定廃棄物ごとの処分を行つた

年月日並びに受入先の場所及び処分後の持

出先の場所の名称及び所在地

ハ 引渡しを受けた特定廃棄物に係る当該特

定廃棄物を引き渡した担当者及び当該特定

廃棄物の引渡しを受けた担当者の氏名並び

に運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が

行われた場合にあつては当該運搬車の自動

車登録番号又は車両番号

ニ 当該処分の用に供する施設の維持管理に

当たつて行った測定、点検、検査その他の

措置（第三号ハ、第五号ロ、第六号ロ及び

前号の規定による測定を含む。）

一 基準適合特定廃棄物の処分の基準は、前項各

号（第四号を除く。）の規定の例によることと

する。

第二十六条 特定廃棄物（事故由来放射性物質に

ついての放射能濃度を第二十条に規定する方法

による測定の例によることと

する。

により調査した結果、事故由來放射性物質であ

るセシウム百三十四についての放射能濃度及び

事故由來放射性物質であるセシウム百三十七に

ついての放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キ

ログラムを超えると認められるものに限る。以

下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、

次のとおりとする。

一 埋立処分は、次のように行うこと。

イ 特定廃棄物が飛散し、及び流出しないよ

うにすること。

ロ 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によ

り生活環境の保全上支障が生じないように

必要な措置を講ずること。

ハ 最終処分場のうちの一定の場所におい

て、かつ、特定廃棄物が分散しないよう

に必要な措置を講ずること。

ハ 周囲に囲いが設けられ、かつ、特定廃棄

物の処分の場所であることの表示がされてい

る場所で行うこと。

二 放射線障害防止のため環境大臣が定める

要件を備えた外周仕切設備が設けられ、か

つ、公共の水域及び地下水と遮断されてい

る場所で行うこと。

二 放射線障害防止のため環境大臣が定める

要件を備えた外周仕切設備が設けられ、か

らトまでに定める措置を講ずること。

二 次のイからトまでに掲げる特定廃棄物の

用に供される施設の廃止までの間、保存す

ること。

ハ 延べて、かつ、特定廃棄物が分散しないよう

に必要な措置を講ずること。

ハ 廃泥（有機性の汚泥を除く。）又は廃油

（タール・ペッチャ類を除く。）焼却設備を用

いて焼却すること。

ハ 腐敗し、若しくはそのおそれのある特定

廃棄物（有機性の汚泥を除く。）又は廃油

（タール・ペッチャ類を除く。）焼却設備を用

いて焼却すること。

ハ 特定ばいじん又は燃え殻（大気中に飛散

しないよう、水分を添加し、固型化し、

こん包する等必要な措置を講ずること。

(2) 埋立処分開始後、次の（イ）から（ハ）までに掲げる項目について、（1）の環境大臣が定める方法により当該（イ）から（ハ）までに定める頻度で測定し、かつ、記録すること。ただし、（イ）及び（ロ）に掲げる項目のうち、埋め立てる特定廃棄物の種類その他の事情に照らして最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。

(イ) 地下水検査項目 一年に一回 (1) ただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に一回) 以上

(ロ) ダイオキシン類 一年に一回以上

(ハ) 事故由来放射性物質 一月に一回以上

(3) 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて、(1)の環境大臣が

(2) 埋立処分開始後、次の（イ）から
い、環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。

(1) 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備（地下水を有効に集め、排出する）ができる堅固で耐久力を有する管渠。その他の集排水設備をいう。以下同じ。により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。

埋立処分開始前に別表第三の上欄に掲げる項目（以下「地下水検査項目」とい

ト
特定廃石綿等 大気中に飛散しないよう
に、固型化、薬剤による安定化その他これら
に準ずる措置を講じた後、耐水性の材料
で二重にこん包すること。

三 埋立処分の場所（以下「埋立地」という）
からの浸出液による公共の水域及び地下水の
汚染を防止するために必要な次に掲げる措置
を講ずること。

五
口 イ 次に掲げる事項の記録及び特定廃棄物を埋め立てる位置を示す図面（第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を含む。）を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

口 イ 埋め立てる特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

口 分を行つた年月日

ハ 引渡しを受けた特定廃棄物に係る当該特定廃棄物を引き渡した担当者及び当該特定廃棄物の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

二 最終処分場の維持管理に当たつて行つた測定、点検、検査その他の措置（第三号イの規定による水質検査、同号ロの規定による措置及び前号の規定による測定を含む。）

四　ハ　その他必要な措置
　　最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回（埋立処分が終了した最終処分場にあっては、一月に一回）以上測定し、かつ、記録すること。

ロ
イ（1）、（2）又は（4）の規定による
地下水検査項目、ダイオキシン類及び事故
由来放射性物質に係る水質検査の結果、水
質の悪化（その原因が当該最終処分場以外
にあることが明らかであるものを除く。）
が認められた場合には、その原因の調査そ
の他の生活環境の保全上必要な措置を講ず
ること。

（公井の水槽及び地中水と遮断されている場所以外の場所において特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。

イ 埋立地のうちの厚さ（敷設された土壤の層が二以上ある場合にあっては、それらの層の合計の厚さとする。）がおおむね五センチメートル以上の土壤の層が敷設された場所において行うこと。

ロ 埋め立てる特定廃棄物に雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量を低減するため、あらかじめ、当該特定廃棄物を環境大臣が定める方法により固型化すること。ただし、次の（1）から（4）までに掲げる特定廃棄物にあつては、あらかじめ、当該（1）から（4）までに定める措置を講じた後、当該方法により固型化すること。

(1) 汚泥 焼却設備を用いて焼却し、又は含水率八十五パーセント以下にすること。

(2) 廉油（ターレルピツチ類を除く。） 焼却設備を用いて焼却すること。

九 特定廃棄物の埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。

十 磷酸及び廃アルカリは、埋立処分を行つてはならないこと。

二 特定廃棄物（前項各号列記以外の部分に規定する特定廃棄物及び基準適合特定廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一 前項第一号（二を除く。）、第四号及び第八号から第十号までの規定の例によること。

二 ふちづけ成文地によっては、監視をつける易

水　雨水その他の水が浸入した場合に溶出す
る事故由来放射性物質の量が少ないものと
して環境大臣が定める要件に該当する特定
廃棄物の埋立処分を行う場合には、口から
これまでの規定にかかわらず、次に掲げる措
置を講ずること。

(1) 次の(イ)及び(ロ)に掲げる特定廃
棄物にあつては、あらかじめ、当該
(イ)及び(ロ)に定める措置を講ずる
こと。

(イ)汚泥　焼却設備を用いて焼却し、又
は含水率八十五パーセント以下にする
こと。

(1) 雨水が浸入しないように必要な措置が講じられた場所で埋立処分を行う場合

(2) 埋め立てる特定廃棄物を、放射能の減衰によつて当該特定廃棄物が基準適合特定廃棄物に該当することとなるまでの間当該特定廃棄物に雨水が浸入することを防止するためには必要な水密性、強度及び耐久力を有する鉄筋コンクリートその他の材質で造られた容器に収納して埋め立てる場合

(3) 廃プラスチック類（石綿含有特定廃棄物を除く。）中空の状態でないよう、破碎し、若しくは切断し、又は焼却設備を用いて焼却すること。

(4) ゴムくず 破碎し、若しくは切断し、又は焼却設備を用いて焼却すること。

口の規定による措置が講じられた特定廃棄物が大気中に飛散しないように、あらかじめ、当該特定廃棄物を損傷しにくい容器に収納すること。ただし、特定廃石綿等にあつては、耐水性の材料でこん包した後、損傷しにくい容器に収納すること。

二 特定廃棄物を埋め立てる場所には、あらかじめ、環境大臣が定めるところにより、遮水の効力を有する土壤の層（以下「不透水性土壤層」という。）を敷設するとともに、特定廃棄物を埋め立てた後、環境大臣が定めるところにより、当該特定廃棄物の

(2) 口 濃度を第二十五条第一項第五号口の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
口 処分に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、次によること。

(1) 当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水中的別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

(2) 当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を第二十五条第一項第六号口の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ハ 事業場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。

二 次に掲げる事項の記録を作成し、当該施設の廃止までの間、保存すること。

(1) 処分した特定一般廃棄物の種類及び数量

(2) 処分した特定一般廃棄物との処分を行った年月日

(3) 処分した特定一般廃棄物の受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地

(4) イ (2)、ロ (2) 及びハの規定による測定

イ 一般廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供された最終処分場にあつては、次によること。

イ 最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回(埋立処分が終了した最終処分場にあつては、一月に一回)以上測定し、かつ、記録すること。

口 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取さ

れ、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。

(1) 埋立処分開始前に事故由来放射性物質について第二十六条第一項第三号イに定し、かつ記録すること。

(2) 埋立処分開始後、事故由来放射性物質について第二十六条第一項第三号イに定し、かつ記録すること。

(1) 埋立処分開始前に事故由来放射性物質月に一回以上測定し、かつ記録すること。

(2) ロの規定による水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

二 排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の別表第三号ハの第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようすること。

ホ 放流水中の事故由来放射性物質の濃度を測定し、かつ記録すること。

ヘ 次に掲げる事項の記録及び特定一般廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

(1) 埋め立てられた特定一般廃棄物の種類(当該特定一般廃棄物に第二十九条第三号ハ又はニ(1)に規定する特定一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)及び数量

(2) 埋め立てられた特定一般廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日

(3) イ及びホの規定による測定、ロの規定による水質検査並びにハの規定による措置

二 前号に掲げるもののほか、廃棄物処理令第七条第一号、第三号、第五号、第八号、第十一号の二、第十二号又は第十三号の二に掲げる施設であつて、特定産業廃棄物の処分の用に供されるものであること。

三 前号に掲げるもののほか、廃棄物処理令第七条第一号、第三号、第五号、第八号、第十一号の二、第十二号又は第十三号の二に掲げる施設であつて、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在するもの（第三十二条第二号の環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）であること。

一 廃棄物の最終処分場であつて特定産業廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供されたものであること。

（特定産業廃棄物処理施設維持管理基準）

第三十五条 法第二十四条第二項の環境省令で定める特定産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 廃棄物処理令第七条第一号に掲げる施設にあつては、次によること。

イ 第三十三条第一号ロ及びハの規定の例によること。

ロ 次に掲げる事項の記録を作成し、当該施設の廃止までの間、保存すること。

(1) 処分した特定産業廃棄物の種類及び数量

(2) 処分した特定産業廃棄物ごとの処分を行った年月日

(3) 処分した特定産業廃棄物ごとの受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地

(4) イの規定によりその例によることとされる第三十三条第一号ロ（2）及びハの規定による測定

二 廃棄物処理令第七条第三号、第五号、第八号、第十一号の二、第十二号又は第十三号の二に掲げる施設にあつては、第三十三条第一号イからニまでの規定の例によること。

三 廃棄物処理令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場にあつては、次による例によること。

イ 第三十三条第一号イからハまでの規定の例によること。

四 (1) 埋め立てられた特定産業廃棄物の種類
(当該特定産業廃棄物に第三十一条第三号ハに規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)及び数量
(2) 埋め立てられた特定産業廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日
(3) イの規定によりその例によることとされる第三十三条第二号イの規定による測定、イの規定によりその例によることとされる同号ロの規定による措置
(4) 廃棄物処理令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場にあつては、次によること。
イ 第三十三条第二号イの規定の例によること。
ロ 浸透水(特定産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。ニにおいて同じ。)による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。
(1) 埋立処分開始前に事故由来放射性物質について第二十六条第四項第二号イ(1)の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。
(2) 埋立処分開始後、事故由来放射性物質について第二十六条第四項第二号イ(1)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
八 ロの規定による水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められる場合には、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
二 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年総理府・厚生省令第一

(号) 第二条第一項第三号ハに規定する採取設備により採取された浸透水中の事故由来放射性物質の濃度を、第二十六条第四項第二号ハの環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ホ (その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。) が認められた場合には、速やかに最終処分場への特定産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

ヘ 次に掲げる事項の記録及び特定産業廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

(1) 埋め立てられた特定産業廃棄物の種類(当該特定産業廃棄物に第三十一条第三号ハに規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び数量

(2) 埋め立てられた特定産業廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日

(3) 埋め立てられた特定産業廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日

イ 第三十三条第二号イからホまでの規定によりその例によることとさ。

ロ 次に掲げる事項の記録及び特定産業廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

(1) 埋め立てられた特定産業廃棄物の種類(当該特定産業廃棄物に第三十一条第三号ハに規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び数量

(2) 埋め立てられた特定産業廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日

イ 第三十三条第二号イからホまでの規定によりその例によることとさ。

ロ 次に掲げる事項の記録及び特定産業廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

(1) 埋め立てられた特定産業廃棄物の種類(当該特定産業廃棄物に第三十一条第三号ハ又は二(1)に規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び数量

(2) 埋め立てられた特定産業廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日

(3) 埋め立てられた特定産業廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日

二 (除染特別地域の指定の公告等) にし、当該地域の区域を明示して、官報に掲載して行うものとする。

三 法第二十五条第四項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書に除染特別地域の区域を表示した図面を添えてするものとする。

四 一 除染特別地域の区域
二 除染特別地域を指定した年月日

第五 三 第三十七条削除
(特別地域内除染実施計画に係る軽微な変更)
(法第二十九条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 対象区域の面積の十パーセント未満の変更
二 実施する区域の面積の十パーセント未満の変更
三 土壤等の除染等の措置の追加と変更のうち
一 軽微なもの
四 着手予定期及び完了予定期の変更
(特別地域内除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置の内容の掲載事項)

第六 第三十九条 法第三十条第四項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 土壤等の除染等の措置を実施する土地の所
二 土壤等の除染等の措置を実施する者の氏名
三 土壤等の除染等の措置の実施予定期
四 その他必要な事項
(関係人の意見提出の手続)

第七 第四十一条 法第三十条第五項の意見書の提出は、様式第六号に従い、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 意見の内容
(除去土壤等の保管の台帳)

第八 第四十二条 法第三十二条第四項の規定による公告は、汚染状況重点調査地域を指定した年月日を明らかにし、当該地域の区域を明示して、官報に掲載して行うものとする。

九 第四十三条 法第三十二条第四項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書に汚染状況重点調査地域の区域を表示した図面を添えてするものとする。

一 汚染状況重点調査地域の区域
二 汚染状況重点調査地域を指定した年月日
(汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定方法)

十 第四十四条 法第三十四条第一項の規定による調査測定は、次に定めるところにより行うものとする。

一 事故由来放射性物質による環境の汚染の状況については、放射線の量によるものとすること。

二 放射線の量の測定は、測定した値が正確に検出される放射線測定器を用いて行うこと。

三 トルから一メートルの高さで行うこと。

四 每年一回以上定期に放射線測定器の較正を行うこと。

十一 第四十五条 法第三十五条第二項の規定により、除染等の措置等を実施したこととなった者は、当該除染等の措置等を委託により実施する場合にあつては、委託先の氏名又は名称及び住所その他必要な事項について、合意した国、都道府県、市町村又は法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者に速やかに通知するものとする。

十二 第四十六条 法第三十六条第五項の規定による公報は、除染実施計画を定めた旨及び当該除染実施計画を公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

十三 第四十七条 法第三十六条第五項の規定による公報は、除染実施計画において配慮すべき事項
一 その他計画に必要な事項
(除染実施計画の公告の方法)

十四 第四十八条 法第三十七条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 除染実施計画において定める事項
(除染実施計画における事項)

二 前項の規定により受けた者は、その通知の内容について、当該除染等の措置等を実施した土地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に対し、通知するものとする。

十五 第四十九条 法第三十八条第四項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 土壤等の除染等の措置を実施する土地の所
二 土壤等の除染等の措置を実施する者の氏名
三 土壤等の除染等の措置の実施予定期
四 その他必要な事項
(関係人の意見提出の手続)

十六 第五十一条 法第三十一条第三項の台帳は、帳簿及び図面をもつて作成するものとする。

十七 第五十二条 法第三十二条第三項の台帳は、帳簿

一 その他の規定によりその例によることとさ。

二 前項の帳簿は、除去土壤等の保管につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、様式第七号のとおりとする。

十八 第五十三条 法第三十三条第二号イ及びホの規定による測定、イの規定によりその例による

一 土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先
二 保管を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先
三 保管を行う土地の所在地
四 保管を開始した年月日
五 保管を終了した年月日
六 除去土壤等の種類及び数量
七 保管開始前及び開始後における放射線の量
八 保管終了時点における放射線の量
九 運搬年月日
十 運搬先
十一 運搬を行う者の氏名又は名称
十二 運搬を行う除去土壤等の種類
十三 運搬を行う除去土壤等の数量
十四 第五十四条 法第三十五条第二項の規定により、除染等の措置等を実施したこととなった者は、当該除染等の措置等を委託により実施する場合にあつては、委託先の氏名又は名称及び住所その他必要な事項について、合意した国、都道府県、市町村又は法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者に速やかに通知するものとする。

十五 第五十五条 法第三十五条第二項の規定により、除染等の措置等を実施したこととなった者は、当該除染等の措置等を委託により実施する場合にあつては、委託先の氏名又は名称及び住所その他必要な事項について、合意した国、都道府県、市町村又は法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者に速やかに通知するものとする。

十六 第五十六条 法第三十六条第五項の規定による公報は、除染実施計画を定めた旨及び当該除染実施計画を公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

十七 第五十七条 法第三十六条第五項の規定による公報は、除染実施計画を定めた旨及び当該除染実施計画を公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

十八 第五十八条 法第三十七条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 対象区域の面積の十パーセント未満の変更
二 実施する区域の面積の十パーセント未満の変更
三 土壤等の除染等の措置の追加と変更のうち
一 軽微なもの
四 予定期及びホの規定による措置

十九 第五十九条 法第三十八条第四項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 土壤等の除染等の措置を実施する土地の所
二 土壤等の除染等の措置を実施する者の氏名
三 土壤等の除染等の措置の実施予定期
四 その他必要な事項
(関係人の意見提出の手続)

二十 第六十一条 法第三十一条第三項の台帳は、帳簿及び図面をもつて作成するものとする。

二 前項の帳簿は、除去土壤等の保管につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、様式第七号のとおりとする。

二十一 第六十二条 法第三十二条第三項の台帳は、帳簿

一 その他の規定によりその例によることとさ。

二 前項の帳簿は、除去土壤等の保管につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、様式第七号のとおりとする。

二十二 第六十三条 法第三十三条第二号イ及びホの規定による測定、イの規定によりその例による

一 土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先
二 保管を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先
三 保管を行う土地の所在地
四 保管を開始した年月日
五 保管を終了した年月日
六 除去土壤等の種類及び数量
七 保管開始前及び開始後における放射線の量
八 保管終了時点における放射線の量
九 運搬年月日
十 運搬先
十一 運搬を行う者の氏名又は名称
十二 運搬を行う除去土壤等の種類
十三 運搬を行う除去土壤等の数量
十四 第五十四条 法第三十五条第二項の規定により、除染等の措置等を実施したこととなった者は、当該除染等の措置等を委託により実施する場合にあつては、委託先の氏名又は名称及び住所その他必要な事項について、合意した国、都道府県、市町村又は法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者に速やかに通知するものとする。

十五 第五十五条 法第三十五条第二項の規定により、除染等の措置等を実施したこととなった者は、当該除染等の措置等を委託により実施する場合にあつては、委託先の氏名又は名称及び住所その他必要な事項について、合意した国、都道府県、市町村又は法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者に速やかに通知するものとする。

十六 第五十六条 法第三十六条第五項の規定による公報は、除染実施計画を定めた旨及び当該除染実施計画を公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

十七 第五十七条 法第三十六条第五項の規定による公報は、除染実施計画を定めた旨及び当該除染実施計画を公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

十八 第五十八条 法第三十七条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 対象区域の面積の十パーセント未満の変更
二 実施する区域の面積の十パーセント未満の変更
三 土壤等の除染等の措置の追加と変更のうち
一 軽微なもの
四 法第三十五条第三項の規定に基づく合意により除染等の措置等を実施する者が変更される場合であつて軽微なもの

十九 第五十九条 法第三十八条第四項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 土地等の除染等の措置を実施する土地の所

二 土壤等の除染等の措置を実施する者の氏名
又は名称及び連絡先

三 土壤等の除染等の措置の実施予定期
四 その他必要な事項
(関係人の意見提出の手続)
第五十条 法第三十八条第五項の意見書の提出は、様式第六号に従い、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
二 意見の内容
(報告の方法)

(除染実施者による届出)

第五十二条 法第三十九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第九号による届出書を都道府県知事等に提出することにより行うものとする。

一 土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
二 保管を開始した年月日
三 除去土壤等の種類及び数量
四 保管開始前及び開始後における放射線の量
五 その他必要な事項

2 前項の届出書には、除去土壤等の保管場所を明らかにした図面を添付するものとする。
(除去土壤等の保管の台帳)

第五十三条 法第三十九条第五項の台帳は、帳簿及び図面をもって作成するものとする。

2 前項の帳簿は、除去土壤等の保管につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、様式第十号のとおりとする。

一 土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先
二 保管を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先
三 保管を行う土地の所在地
四 保管を開始した年月日
五 保管を終了した年月日
六 除去土壤等の種類及び数量
七 保管開始前及び開始後における放射線の量
八 保管終了時点における放射線の量

十一 運搬先	(4) 第一項の図面は、除去土壤等の保管場所を明らかにした図面とする。
十二 運搬を行う除去土壤等の種類	(5) 都道府県知事等は、法第三十九条第五項の規定による台帳を当該除去土壤等の保管が終了した日から十年間保存しなければならない。 (土壤等の除染等の措置の基準)
十三 運搬を行う除去土壤等の数量	第五十四条 法第四十条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
イ 工作物及び道路の除染等の措置	一 土壤等の除染等の措置に当たつては、次によること。
ロ 土壌の除染等の措置	(1) 草刈り又は汚泥、落葉等の除去 表面の削り取り 表土の削り取り
ハ 深耕	(2) 土壌により覆うこと（表土と表土の下層にある土壤の入換えを含む。） (3) 土壌の除染等の措置
(4) 草刈り（芝、牧草等の刈取りを含む。） 下草、落葉又は落枝の除去 立木の枝打ち又は伐採	(1) から (3) までのほか、除染等の措置として (1) から (3) までと同等以上の効果があるものと認められるもの 草木の除染等の措置

(2) (1) 堆積物等の除去

(1) のほか、除染等の措置として認められるもの

(1) と同等以上の効果があるものと認めた場合

二 土壤等の除染等の措置の実施の前後に放射線の量を測定すること。ただし、事故由来放射性物質についての放射能濃度を測定することを妨げない。

三 土壤等の除染等の措置に当たっては、除去土壤等が飛散し、及び流出しないようにすること。

四 土壤等の除染等の措置に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

五 除去土壤等による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。

六 除去土壤等がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分すること。

七 土壤等の除染等の措置を実施した土地、除去土壤等の種類及び数量、措置を開始した年月日及び終了した年月日、その他除染等の措置に関する情報の記録を作成し、措置を終了した日から起算して五年間保存すること。

(除去土壤等の発生の抑制)

第五十五条 前条の土壤等の除染等の措置に当たっては、その実施者は、除去土壤等の発生の抑制に努めること。

(農用地における生産再開への配慮)

第五十六条 農用地における土壤等の除染等の措置の実施に当たっては、農業生産を再開できる条件を回復させるよう配慮すること。

(除去土壤収集運搬基準)

第五十七条 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壤の収集及び運搬の基準は、次のとおりとする。

一 第二十三条（第一項第四号ハ、第五号及び第六号並びに第二項を除く。）の規定の例によること。

二 運搬車を用いて除去土壤の収集又は運搬を行う場合には、当該運搬車に次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める書面を備え付けておくこと。

イ 国、都道府県、市町村、法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者又は同様

(第三項に定める土地等の所有者等（以下「国等」という。）及びこれらの者の委託を受けて除去土壤の収集又は運搬を行う者（口において「二次収集運搬受託者」という。）その旨を証する書面及び次に掲げる事項を記載した書面（口において「必要事項書面」という。）

(1) 収集又は運搬を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 収集又は運搬する除去土壤の数量

(3) 収集又は運搬を開始した年月日

(4) 収集又は運搬する除去土壤を積載した場所及び運搬先の場所の名称、所在地及び連絡先

(5) 除去土壤を取り扱う際に注意すべき事項

(6) 事故時における応急の措置に関する事項

□ 国等と一次収集運搬受託者との間の委託契約に係る契約書に一次収集運搬受託者の受託業務に係る委託を受けた者としてその氏名又は名称が記載されている者 その旨を証する書面 当該者が一次収集運搬受託者又は当該契約書にその氏名若しくは名称が記載されている他の者から委託を受けていることを証する書面及び必要事項書面

第五十八条 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壤の保管の基準のうち一時的な保管（以下この項において「一時保管」という。）に係るものは、次のとおりとする。

一 第十五条（第一号、第六号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までを除く。）の規定の例によること。

二 一時保管は、周囲に囲い（一時保管する除去土壤の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対しても構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられている場所で行うこと。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた除去土壤を当該土壤等の除染等の措置を実施した土地において一時保管する場合は、この限りでない。

三 一時保管は、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

(1) 除去土壤の一時保管の場所である旨

(2) 緊急時ににおける連絡先

(3) 屋外において除去土壤を容器を用いずに一時保管する場合にあっては、第一号の規定によりその例によることとされる第十五条第二号ロに規定する高さのうち最高のもの

四 除去土壤の一時保管に伴い生ずる汚水による一時保管の場所の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

イ 一時保管開始前に事故由来放射性物質について第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

ロ 一時保管開始後、事故由来放射性物質について第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録すること。

五 一時保管の場所の境界（一時保管の場所に隣接する区域）に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、その区域の境界と。において、放射線の量を第十五条第一号の環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録すること。

六 次に掲げる事項の記録を作成し、当該一時保管の場所の廃止までの間、保存すること。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、一時保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を測定し、かつ、記録すること。

イ 一時保管した除去土壤の量

口 一時保管した除去土壤ごとの一時保管を開始した年月日及び終了した年月日並びに受入先の場所及び一時保管後の持出先の名称及び所在地

ハ 引渡しを受けた除去土壤に係る当該除去土壤を引き渡した担当者及び当該除去土壤の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

二 当該一時保管の場所の維持管理に当たつて行った測定、点検、検査その他の措置（第四号の規定による水質検査及び前号の規定による測定を含む。）

法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壤の保管の基準のうち、前項の規定の適用を受ける保管以外の保管（以下この項において単に「保管」という。）に係るものは、次のとおりとする。

一 第二十六条第一項第一号（二及び本を除く。）、第四号及び第九号並びに同条第二項第七号（ロを除く。）の規定の例によること。

二 次に掲げる事項の記録及び除去土壤を保管した位置を示す図面を作成し、当該保管の用に供される施設の廃止までの間、保存すること。

ハ 引渡しを受けた除去土壤に係る当該除去土壤を引き渡した担当者及び当該除去土壤の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

二 当該処分の用に供される施設の維持管理に当たつて行つた測定、点検、検査その他の措置（第一号の規定によりその例によることとされる第二十五条第一項第七号の規定による測定を含む。）

法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。

（土壤等の除染等の措置等の委託の基準）

第五十九条 法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。

一 委託を受けて除染実施区域に係る土壤等の除染等の措置又は除去土壤の収集、運搬若しくは保管（以下この条及び第六十三条において「除去土壤収集等」という。）を行う者は（以下この条において「受託者」という。）が受託業務（当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二 受託者が次のいずれにも該当しない者であること。

イ 精神の機能の障害により土壤等の除染等の措置若しくは除去土壤収集等を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行つことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法及び次に掲げる法律若しくはこれらの法律に基づく处分若しくは暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号、第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第一号の規定の例によること。）

二 次に掲げる事項の記録を作成し、当該一時保管の場所の廃止までの間、保存すること。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、一時保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を測定し、かつ、記録すること。

六 次に掲げる事項の記録を作成し、当該一時保管した除去土壤の量

第五十八条の二 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壤の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この条において同じ。）の措置（第一号の規定によりその例によることとされる第二十六条第一項第四号の規定による測定を含む。）

二 当該保管の用に供される施設の維持管理に当たつて行つた測定、点検、検査その他の措置（第一号の規定によりその例によることとされる第二十六条第一項第四号の規定による測定を含む。）

法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壤の処分の基準は、次のとおりとする。

（1）土壤汚染処分基準

（2）土壤汚染対策法（平成十四年法律第五号）

（3）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

（4）大気汚染防止法

（5）水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）

（6）悪臭防止法（昭和四十六年法律第六十号）

（7）振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）

（8）浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）

（9）特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）

（10）ダイオキシン類対策特別措置法（昭和四十三年法律第六十五号）

（11）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正化理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）

（12）土壤汚染対策法（平成十四年法律第五号）

二 次に掲げる事項の記録を作成し、当該一時保管の場所の廃止までの間、保存すること。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、一時保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を測定し、かつ、記録すること。

六 次に掲げる事項の記録を作成し、当該一時保管した除去土壤の量

二 次に掲げる事項の記録を作成し、当該一時保管の場所の廃止までの間、保存すること。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、一時保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を測定し、かつ、記録すること。

六 次に掲げる事項の記録を作成し、当該一時保管した除去土壤の量

第五十八条の二 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壤の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この条において同じ。）の措置（第一号の規定によりその例によることとされる第二十六条第一項第四号の規定による測定を含む。）

二 当該保管の用に供される施設の維持管理に当たつて行つた測定、点検、検査その他の措置（第一号の規定によりその例によることとされる第二十六条第一項第四号の規定による測定を含む。）

法及び次に掲げる法律若しくはこれらの法律に基づく处分若しくは暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号、第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第一号の規定の例によること。）

二 次に掲げる事項の記録を作成し、当該一時保管の場所の廃止までの間、保存すること。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、一時保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を測定し、かつ、記録すること。

六 次に掲げる事項の記録を作成し、当該一時保管した除去土壤の量

第五十八条の二 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壤の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この条において同じ。）の措置（第一号の規定によりその例によることとされる第二十六条第一項第四号の規定による測定を含む。）

二 当該保管の用に供される施設の維持管理に当たつて行つた測定、点検、検査その他の措置（第一号の規定によりその例によることとされる第二十六条第一項第四号の規定による測定を含む。）

法及び次に掲げる法律若しくはこれらの法律に基づく处分若しくは暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号、第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第一号の規定の例によること。）

二 次に掲げる事項の記録を作成し、当該一時保管の場所の廃止までの間、保存すること。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、一時保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を測定し、かつ、記録すること。

六 次に掲げる事項の記録を作成し、当該一時保管した除去土壤の量

第五十八条の二 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壤の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この条において同じ。）の措置（第一号の規定によりその例によることとされる第二十六条第一項第四号の規定による測定を含む。）

二 当該保管の用に供される施設の維持管理に当たつて行つた測定、点検、検査その他の措置（第一号の規定によりその例によることとされる第二十六条第一項第四号の規定による測定を含む。）

法及び次に掲げる法律若しくはこれらの法律に基づく处分若しくは暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号、第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第一号の規定の例によること。）

を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。(以下この号において同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二(廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)、浄化槽法第四十一条第二項又は土壤汚染対策法第二十五条の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理法第七条の二第三項(廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出、浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出又は土壤汚染対策法第二十三条第四項の規定による汚染土壤(同法第十六条第一項に規定する汚染土壤をいう。以下同じ。)の処理の事業の全部の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの。

ホ 本に規定する期間内に廃棄物処理法第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出(当該届出の規定による届出又は土壤汚染対策法第二十三条第四項の規定による汚染土壤の処理の事業の全部の廃止の届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは次に掲げるものの代表者である使用人(以下「特定使用人」という。)であつた者又は当該届出に係る個

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) (1)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分若しくは再生又は汚染土壌の処理の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

ト
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は特定使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のるもの

ル 個人で特定使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヲ 暴力団員等がその事業活動を支配する者受託者が、いかなる方法をもつてするかを問わず、受託業務を一括して他人に委託しない者であること。

受託者が次に掲げる者に該当する場合は、自ら受託業務を実施する者であること。

イ 法第三十五条第三項に定める土地等の所有者等の委託を受けた者から委託を受けて土壤等の除染等の措置又は除去土壤收集等を行う者

ロ 国、都道府県、市町村又は法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者の委託を受けた者から委託を受けて除去土壤收集等（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵を行ふために必要な

五 受託者が、除去土壤が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な措置を講ずることができる者であること。

六 受託業務に直接從事する者が、その業務に係る除去土壤について十分な知識等を有する者であること。

七 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、必要な書面が添付されていること。

イ 委託する土壤等の除染等の措置又は除去土壤収集等の内容

ロ 除去土壤を収集又は運搬する場合にあつては、その数量

ハ 除去土壤の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

二 その他必要な事項

八 国等から土壤等の除染等の措置又は除去土壤収集等の委託を受けた者（以下この号から第十号までにおいて「一次除染等受託者」という。）が受託業務を委託する場合は、一次除染等受託者が次に掲げる事項を記載した書面を国等に提出し、当該委託についてあらかじめ国等の書面による承諾を受けていることを。国等に提出した書面に記載した事項に変更が生じたときも、同様とする。

イ 当該一次除染等受託者の受託業務に係る委託を受ける者（当該受託業務が数次の委託契約によつて行われるべきは、国等と一次除染等受託者との間の委託契約の後次のすべての委託契約の当事者（委託を受ける者に限る。）を含む。）の氏名又は名称

ロ 当該者が行う土壤等の除染等の措置又は除去土壤収集等の内容

ハ 当該者が第一号から第五号までに掲げる基準に適合する者であること

九 次のイ及びロに掲げる書面は、それぞれ当該イ及びロに定める日から五年間保存する」と。

イ 第七号に規定する委託契約書及び書面

ロ 前号に規定する書面 国等と一次除染等受託者との間の委託契約の終了の日

- 十
国等と一次除染等受託者との間の委託契約には、一次除染等受託者又は第八号の規定により国等の書面による承諾を受けた者が第一号から第五号までに定める基準に適合しなくなつたとき及び一次除染等受託者が第八号の承諾を受けずに受託業務を委託したときは、国等において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。
(土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物の保管の基準)
第六十条 法第四十一条第四項の環境省令で定める除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(特定廃棄物を除く。)の保管の基準は、次のとおりとする。
一 第十五条第三号、第五号、第六号及び第八号並びに第二十四条第一項第二号(イを除く。)及び第四号のただし書並びに第二項第二号の規定の例によること。
二 当該廃棄物であつて、腐敗し、又はそのおそれのあるものの保管を行う場合には、第五条第九号イ及びロの規定の例によること。
三 第一号の規定によりその例によることとする第二十四条第一項第四号のただし書の規定による測定の記録を作成し、当該廃棄物の保管が終了するまでの間、保存すること。
(代行の要請を行うことができる者)
第六十一条の二 法第四十二条第一項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。
一 法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者
二 法第三十五条第三項に定める土地等の所有者等
(特定廃棄物の焼却を行うことができる者)
第六十一条 法第四十七条の環境省令で定める者は、次のとおりとする。
一 国から特定廃棄物の焼却の委託を受けた者は、(以下この号において「焼却受託者」という。)の委託を受けて当該特定廃棄物の焼却を行ふ者であつて、次のいずれにも該当するもの
イ 焚却受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務に係る特定廃棄物について十分な知識を有すること。
ロ 次のいずれにも該当しないこと。
(1) 精神の機能の障害により特定廃棄物の焼却を行ふに当たつて必要な認

知、判断及び意思疎通を適切に行うことことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六十

二条 法第四十八条第一項の環境省令で定
定廃棄物の処理を業として行うことができ
者は、次とおりとする。

いう。)の委託を受けた者(以下この号において「特定廃棄物収集等受託者」という。)の委託を受けて特定廃棄物収集等に係る業務を業として行う者(当該受託業務が数次の委

第六十三條

記載した変更後の指定廃棄物
当該指定廃棄物の運搬を行ふ
(除去土壤収集等を業として行

物の保管の場所へ
う場合に限る。）
行うことができる

記載した変更後の指定廃棄物の保管の場所へ
当該指定廃棄物の運搬を行う場合に限る。)
(除去土壤収集等を業として行うことができる

（）

二
一　確かに該当する者
　自ら焼却受託者から委託を受ける業務を
　実施すること。

二　國と焼却受託者との間の委託契約に係る
　契約書に、焼却受託者が特定廃棄物の焼却
　を委託しようとする者として記載されてい
　ること。

一　都道府県（その委託を受けて特定廃棄物の
　焼却を行う者（次のいずれにも該当するもの
　に限る。）を含む。）

イ　都道府県から委託を受ける業務を遂行す
　るに足りる施設、人員及び財政的基礎を有
　し、かつ、当該業務に係る特定廃棄物につ
　いて十分な知識を有すること。

ロ　次のいずれにも該当しないこと。

(1)　精神の機能の障害により特定廃棄物の
　焼却を行なうに当たつて必要な認
　知、判断及び意思疎通を適切に行なうこと
　ができない者又は破産手続開始の決定を
　受けて復権を得ない者

(2)　第五十九条第二号ロからヲまでのいず
　れかに該当する者

ハ　自ら都道府県から委託を受けた業務を実
　施すること。

二　市町村（その委託を受けて特定廃棄物の焼
　却を行う者（次のいずれにも該当するものに
　限る。）を含む。）

イ　市町村から委託を受ける業務を遂行する
　に足りる施設、人員及び財政的基礎を有
　し、かつ、当該業務に係る特定廃棄物につ
　いて十分な知識を有すること。

ロ　次のいずれにも該当しないこと。

(1)　精神の機能の障害により特定廃棄物の
　焼却を適正に行なうに当たつて必要な認
　知、判断及び意思疎通を適切に行なうこと
　ができない者又は破産手続開始の決定を
　受けて復権を得ない者

ハ　第五十九条第一号ロからヲまでのいず
　れかに該当する者

一　国から特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分の委託を受けた者（以下この号において「処理受託者」という。）の委託を受けて当該特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行う者であつて、次のいずれにも該当するもの（次号に掲げる者を除く。）

イ　処理受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務に係る特定廃棄物について十分な知識を有すること。

ロ　次のいずれにも該当しないこと。

(1)　精神の機能の障害により特定廃棄物の収集、運搬、保管若しくは処分を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2)　第五十九条第二号ロからヲまでのいずれかに該当する者

ハ　自ら処理受託者から委託を受ける業務を実施すること。

二　国と処理受託者との間の委託契約に係る契約書に、処理受託者が特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を委託しようとする者として記載されていること。

國から特定廃棄物（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）第三条に規定する区域内に所在する施設第二条第四項に規定する中間貯蔵を行つために必要な施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵を行つために必要な施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）第三条に規定する区域内に所在する施設であつて、廃棄物の保管の用に供されるものに限る。）において保管されることとなるものに限り、事故由来放射性物質についての放射能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラムを超えると認められるものを除く。以下この号において同じ。）の収集又は運搬（以下この号において「特定廃棄物収集等」

託契約によって行われるときは、国と特定廃棄物収集等受託者との間の委託契約の後次のすべての委託契約の当事者（委託を受けた者に限る。）であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 特定廃棄物収集等に係る業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務に係る特定廃棄物について十分な知識を有すること。

ロ 次のいずれにも該当しないこと。

(1) 精神の機能の障害により特定廃棄物収集等を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

(2) 第五十九条第一号ロからヲまでのいずれかに該当する者

ハ いかなる方法をもつてするかを問わず、受託業務を一括して他人に委託しないこと。

二 国と特定廃棄物収集等受託者との間の委託契約に係る契約書に、特定廃棄物収集等受託者の受託業務に係る委託を受ける者として記載されていること。

ホ 特定廃棄物収集等受託者が作成する特定廃棄物収集等に関する運行計画に基づき、特定廃棄物収集等に係る業務を実施すること。

ヘ 特定廃棄物収集等受託者が特定廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車の位置情報を持ち、常に把握することができるよう、これに必要な設備を有する車両を用いて、特定廃棄物収集等に係る業務を実施すること。

四 市町村（その委託を受けて特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行う者（前条第一号イからハまでに該当するものに限る。）を含む。）

五 一時保管者であつて、第十五条第十三号の規定による届出を行つたもの（当該届出書に

第六十三条 法第四十八条第二項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 國等から除去土壌収集等の委託を受けた者（以下「この号において「二次収集等受託者」という。）の受託業務に係る委託を受けた者（当該受託業務が数次の委託契約によって行われるときは、國等と一次収集等受託者との間の委託契約の後次のすべての委託契約の当事者（委託を受けた者に限る。）を含む。）であつて、次のいずれにも該当するもの。イ 除去土壌収集等に係る業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

口 次のいずれにも該当しないこと。

(1) 精神の機能の障害により除去土壌収集等を行つて必要な認知判断及び意思疎通を適切に行つことができない者又は破産手続開始の決定を受けた復権を得ない者

(2) 第五十九条第一号口からヲまでのいずれかに該当する者

ハ いかなる方法をもつてするかを問わず、受託業務を一括して他人に委託しないこと。

ニ 次に掲げる者に該当する場合は、自ら受託業務を実施すること。

(1) 国、都道府県、市町村又は法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者から委託を受けた者から委託を受けて除去土壌収集等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二条第四項の中間貯蔵を行つたために必要な施設への除去土壌の運搬のための収集（当該運搬及び当該運搬に係る一時的な保管を除く。）を行う者

(2) 法第三十五条第三項に定める土地等の所有者等の委託を受けた者から委託を受けた除去土壌収集等を行う者

本 約に係る契約書に、一次収集等受託者の受託業務に係る委託を受ける者としてその氏名又は名称が記載されていること。

二 法第三十五条第三項の規定により除去土壤収集等を実施する者（その委託を受けた除去土壤収集等を業として行う者（前号イからハまでに該当するものに限る。）を含む。）
 第六十四条 法第五十条第六項の証明書の様式は、様式第十一号のとおりとする。ただし、環境省の職員が立入検査等をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。
 第六十五条 法第五十一条第六項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
 一 講ずべき措置の内容
 二 命令の年月日
 三 命令を行う理由
 （権限の委任）

第六十六条 この省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。

一 第六条の規定による確認
 二 第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号の規定による確認
 三 第九条の規定による確認
 四 第十一条の規定による確認
 五 第十四条の二第一項の規定による協議及び指定の取消し、第二項の規定による申出の受理、協議及び指定の取消し並びに第四項の規定による通知
 六 第十五条第十三号の規定による届出の受理
 七 第二十八条第二号イ及びロ、第三十三条第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロの規定による確認
 八 第三十二条第二号の規定による確認
 九 第三十四条第二号の規定による確認

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十四年一月一日）から施行する。

（特定廃棄物の焼却に伴い生ずる排ガス中のダイオキシン類の濃度限度に係る特例）
 第二条 平成九年十二月一日前に設置された廃棄物焼却炉（平成九年十二月一日前に設置の工事が着手されたものを含み、火格子面積が二平方メートル以上又は焼却能力が一時間あたり二百キログラム以上のものに限る。）において特定廃棄物を焼却する場合における第二十五条第一項第三号ロ（4）の規定の適用については、当

分の間、同号ロ（4）中「別表第一」とあるのは、「附則別表」とする。
 （特定産業廃棄物処理基準の特例）
 第二条 次条の規定により読み替えて適用される廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理規則」という。）第七条の九第一項に規定する特定産業廃棄物のみの埋立処分を行う場合（第三十一条第三号ニ（1）から（3）までに掲げる場合を除く。）には、同号イの規定によりその例によることとされる第二十九条第三号イ（2）、第三十一条第三号ロ及び同号ハ（埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置の特例）の規定によりその例によることとされる第二十九条第三号ハへの基準は、適用しない。

（埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置の特例）
 第四条 廃棄物処理規則第一条の七の五及び第七条の九第一項の規定の適用については、当分の間、廃棄物処理規則第一条の七の五中「一般廃棄物」とあるのは、「一般廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をいう。）」とする。

（委託契約に含まれるべき事項の特例）
 第五条 廃棄物処理規則第八条の四の二の規定の適用については、当分の間、同条第六号ホ中「又は水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をい

う。）」とする。

（産業廃棄物管理票等に関する規定の特例）
 第六条 廃棄物処理規則第八条の二十、第八条の二十一第一項、第八条の三十一の五、第八条の三十二及び第八条の三十六並びに様式第二号の十五及び様式第三号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「又は水銀含有ばいじん等」とあるのは、「水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）。以下「廃棄物処理規則」という。）第七条の九第一項に規定する特定産業廃棄物のみの埋立処分を行う場合（第三十一条第三号ニ（1）から（3）までに掲げる場合を除く。）には、同号イの規定によりその例によることとされる第二十九条第三号イ（2）、第三十一条第三号ロ及び同号ハ（埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置の特例）の規定によりその例によることとされる第二十九条第三号ハへの基準は、適用しない。

（放射性物質汚染対処特措法）
 第三条 前条に規定するもののほか、この省令による改正前の放射性物質汚染対処特措法施行規則第二十八条及び第三十条に規定する廃棄物についての放射性物質汚染対処特措法第二十四条の規定による処理設等の維持管理の基準については、なお従前条による。

（罰則に関する経過措置）
 第四条 この省令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

附 則（平成二四年三月三〇日環境省令第七号）
 この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。
 附 則（平成二四年四月一三日環境省令第一二号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年九月一四日環境省令第二六号）
 この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二五年一月一九日環境省令第一号）
 この省令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年一月三十日）から施行する。

附 則（平成二五年一月一九日環境省令第二号）
 この省令は、暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年一月三十日）から施行する。

附 則（平成二五年二月二一日環境省令第三号）
 この省令は、平成二十五年二月二一日環境省令

（施行期日）
 第一条 この省令は、平成二十五年六月一日から施行する。

（特定廃棄物の埋立処分の場所に関する経過措置）
 第六条 この省令の施行の際現に存する特定廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。）の埋立処分の基準について

は、当分の間、この省令による改正後の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖

（経過措置）
 第二条 この省令による改正前の放射性物質汚染対処特措法施行規則第二十八条第二号及び第三号並びに第三十条第二号から第五号までに規定する廃棄物であつて、平成二十三年十二月三十

（施行期日）
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条、第三十条及び第三十一条の改正規定並びに附則第二条から第四条までの規定は公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（平成二四年一月九日環境省令第一四号）
 この省令は、平成二十四年一月九日環境省令

（施行期日）
 第一条 この省令は、平成二十五年六月一日から施行する。

（特定廃棄物の埋立処分の場所に関する経過措置）
 第六条 この省令の施行の際現に存する特定廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地

方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故によ

り放出された放射性物質による環境の汚染への

対処に関する特別措置法第二十条に規定する特

定廃棄物をいう。）の埋立処分の基準について

は、当分の間、この省令による改正後の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖

物 鉛及びその化合 合物	アルキル水銀化 合物	「検出されないこと。」とは、第二十六条第一項第三号イ(1) 又は同条第四項第二号イ(1) 若しくはハの環境大臣が定める方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。	別表第四(第二十六条関係)
水銀化合物	カドミウム及び 水銀及びアルキ ル水銀その他の その他化合物	一リツトルにつき水銀○・ ○○五ミリグラム以下	検出されないこと。
水銀化合物	カドミウム及び 水銀及びアルキ ル水銀その他の その他化合物	一リツトルにつきカドミウ ム○・○三ミリグラム以下	ミリグラム以下

有機燃化合物 (パラチオノ、メニトロフェニルパラチオノベニゼンメチルジメトンホスホネイト(別名E.P.N.)に限る。)	六価クロム化合物	一リツトルにつき一ミリグラム以下
物	物	ム○・五ミリグラム以下
砒素及びその化	砒素(リツトルにつき砒素○・	リツトルにつき砒素○・
合物	合物(リツトルにつきシアン	ミリグラム以下
シアン化合物	シアン化合物(リツトルにつきシアン	ミリグラム以下
砒素及びその化	砒素(リツトルにつき砒素○・	リツトルにつき砒素○・
合物	合物(リツトルにつきシアン	ミリグラム以下
物	物	ム○・五ミリグラム以下

ベンゼン	セレン及びその化合物	サン	一・四一ジオキ	ほう素及びその化合物	ふつ素及びその化合物	水素イオン濃度(水素指數)	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量	量(鉱油類含有量)	量(動植物油脂類含有量)
リグラン以下	一リグトルにつきセレン〇・一ミリグラム以下	一リグトルにつき〇・五ミリグラム以下	一リグトルにつき〇・五ミリグラム以下	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リグトルにつき、当分の間、ほう素五〇ミリグラム以下海域に排出されるもの一リグトルにつき、当分の間、ほう素二三〇ミリグラム以下	一リグトルにつきふつ素一五ミリグラム以下	(海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。)一リグトルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亞硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇〇ミリグラム以下	アンモニア、アソニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア、アソニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	一リグトルにつき三〇ミリグラム以下

1 「検出されないこと」とは、第二十六条第二項第四号ハ（1）の環境大臣が定める方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

たらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。

様式第一号（第四条関係）

(日本語訳文版 月刊誌)

様式第一号の二（第十四条の二関係）

〈日本酒製造規格 A列4番〉

様式第二号（第十五条第十三号関係）

様式第三号（第十七条関係）

(実験)	
④回転式洗濯機の各部と原理に基づく動作の結果	
a) 試料の洗浄の方法	
b) 試料の洗浄を助めた条件	
c) 試料の洗浄の方法	
d) 試料の洗浄の原理	(センシング時間) 初期時間 (合計)
e) 試料の洗浄の原理の再現性	Bu/kg Bu/kg Bu/kg
1. 洗濯の工程を行った者の名前と記述	
⑤中性洗剤と表面活性剤の効果	
十種類の中性洗剤と表面活性剤を用いて、表面活性剤の濃度を変化させ、表面活性剤の効果を比較する実験	(矢印)
表面活性剤を多く含むものほど効果が大きい。 表面活性剤を多く含むものほど効果が大きい。	(矢印)
はい。表面活性剤を多く含むものほど効果が大きい。	(矢印)

備考
申出書には、①規則第14条の2第2項に基づく調査の対象とした特定農業生産者の写真、②規則第14条の2第3項に基づく調査の対象とした指定農業生産者の写真の枚数を記載すること。
（③）試料の採取の方法については、農業革新の実施方法や試料の採取地點等を記載し、その状況を明らかにする書類及び写真を添付すること。

第式第二号(第十九款)第一回(二回目)(内四回中、第一回)	
指定定款書の提出用紙	
年 月 日	
場地大団 開	
提出者 社 内 氏 名 (印)あつてあっても、名前及び代表者の氏名) 電話番号	
主な二回に亘る公演の内容(開場時間や開場手順等の記述を要す。)の記載欄	
専門的知識の有無(開場手順等の記述を要す。)の記載欄	
特別規則(開場手順等の記述を要す。)の記載欄	
定款書の種類及び量	
支 税 申 訴	
定款書の提出用紙の提出の場合は、提出用紙の提出の場合は、(「市町村の規制緩和対応」のものとすること。)	
備註	
本公演は、(工事用)の開場の準備事務、作業場面(施工、設置)に(以下)が含まれます。 場合は、(「市町村の規制緩和対応」のものとすること。)	

備考
指定薬事物に石綿含有指定薬事物・指定高石綿等・鉱物ばいじんが含まれる場合は、「指定薬事物の種類及び数量」の欄にその旨を記載すること。

株式会社(法的上は個人) (本店番号) : 00000		(部屋)
参考収支及財務状況より汚染された廃棄物の撤去と処理		
年 月 日		
提出者	中野 伸	
姓	氏	
(法的上は、名前及び代表者の氏名)		
電気代金		
提出する工事の概要		
廃棄物の種類による汚染された廃棄物による影響を考慮して作成した方針に従い、廃棄物の種類別に、各項目の廃棄の歴史による確定を示す。各項目の廃棄の歴史による確定を示す。		
①廃棄物の種類とその量		
②廃棄物の種類とその量		
③廃棄物の種類とその量		
④試料の採取の方法		
⑤試料の保管を行った年月日		
⑥試験分析の方法		

(日本演劇易格 A列4席)

(基準)	
②試料の分析の結果	(セシウム134) (セシウム137) (合計)
	Bq/kg
③試料の分析の結果の得られた年月日	Bq/kg
④試料の分析を終った事 ○氏名及び部署	

備考
申請書には、①痴呆の対象とした興味物の写真、②高興物の保管の状況を記載するに備え、写真及び記入欄を設けること。

樣式第四号

削除
(第四十条、第五十条関係)

様式第七号（第四十一条関係）

様式第八号（第四十四条関係）

樣式第四號

様式第六号(主務者名) (年月日)	
主務者の勤務地(郵便番号)に関する記入欄	
年 月 日	
届出者名(郵便番号)、町村名、姓	
郵便番号	
住所	
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
平成二十三年三月一日以後生じた郵便料金の算定にあつては、第二子供乗車料金の算定により算出された料金を算定する上での参考のためのものであります。郵便料金の算定(請求額)と同一に算出される場合に限ります。	
土建工事の取扱いの有無を記入する欄	
<input type="checkbox"/>	
他の内容	
<input type="checkbox"/>	
電柱	
<input type="checkbox"/>	
参考用用紙のときは、既定等やむを得ないものでのぞ、日本郵便規定又は 規則による	

樣式第四號 削除

立	(第2行) 食事回数調査						
	基本回数	日 普 通	日 特 別				
	2回迄	3回迄	4回迄				
<p>■ 調査回数は、月に2回以上回数を記入する場合は、記入する回数のうち最も多くある回数を記入する。また、月に2回未満の場合は、月に1回の回数を記入する。</p>							
標準回数							
立	食	消	吸				
標準回数							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">(第3行) 食事回数調査</td> <td style="width: 25%;">(第4行) 食事回数調査</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>				(第3行) 食事回数調査	(第4行) 食事回数調査		
(第3行) 食事回数調査	(第4行) 食事回数調査						

樣式第四號

(三) 95

樣式第九号（第五十二条關係）

様式第十号（第五十三条関係）

様式第十一号（第六十四条関係）

《日本漢學研究 A列 4 集》

第 1 题

八十一